仕　様　書

1　担当課　　部課名：健康福祉部健康づくり課（焼津市本町５丁目 6-1）
　　担当者：原田、櫛田
　　ＴＥＬ：054-627-4111　ＦＡＸ：054-627-9960

2　品名・規格等

品　名	寸法・内容等	数量
救護所用救急医療セット（焼津市仕様）	別紙１　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【2・4・6 年更新】のとおり	7 セット
	別紙２　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【2・6 年更新】のとおり	1 セット
	別紙３　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【2・4 年更新】のとおり	1 セット
	別紙４　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【１年更新】のとおり	1 セット
	別紙５　≪救急医療セット≫BC-W　焼津市仕様 【2・4 年更新】のとおり	１セット

（1）　別紙「≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様【2・4・6 年更新】」
「≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様【2・6 年更新】」
「≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様【2・4 年更新】」
「≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様【1 年更新】」
「≪救急医療セット≫BC-W　焼津市仕様【2・4 年更新】」中の、
更新欄に〇がついた品目の入れ替えを行い、滅菌(2年)欄に〇印がついた品目の滅菌及び点検を行う。◎は製造元にて滅菌をしているため再滅菌は不要。

（2）入れ替えを行う品目は、入れ替え前と同等品以上であること。なお、同等品以上の品目に変更する場合は、事前に発注者と協議すること。

（3）滅菌を行う品目は、旧滅菌パックを取り替え、単品又は指定包装単位で滅菌パックに入れ、EOG 滅菌を行い、その品名及び滅菌年月の表示をすること。

（4）各別紙に対応する別記中に掲げる次の品目は、液薬洗浄し乾燥させ、上記（３）の処置をすること。
ア　救急医療セット（EM-5）区分 1 号№20 救急外科セット（エマジン EM-100）の鉗子類

（5）滅菌作業は医療法第１５条の３（医療法施行規則第９条の９）にて厚生労働省令に定める基準に適合する施設又は同等の機能を有する施設にて行うこと。

（6）入替作業（上記（１）の全作業をいう。以下同じ。）中に、対象品目以外で欠落品を確認した場合は、速やかに報告し、担当者の指示に従うこと。

（7）入替作業に伴う諸費用は、受注者の負担とすること。

（8）医薬品、医療機器は、極力最新の品目とすること。

（9）各救急医療セットを収納する段ボールは、既存の物を使用し、別紙「外箱表示サンプル」を参照し、段ボールの側面に表示をすること。

(10) 救急医療セット・救急箱の中に内容一覧表を添付すること。

3　納品期日　　令和9年2月26日（金）

4　納品場所

区　　分	更新セット
別紙1　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【2・4・6年更新】のとおり	No.4、5、6、7、9、10、11
別紙2　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【2・6年更新】のとおり	No.14
別紙3　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【2・4年更新】のとおり	No.12
別紙4　≪救急医療セット≫EM-5　焼津市仕様 【1年更新】のとおり	No.13
別紙5　≪救急医療セット≫BC-W　焼津市仕様 【2・4年目更新】のとおり	No.なし

※焼津市保健センターにて検品し、その後下記納品場所へ搬入すること。

市内救護所番号	名称	保管No.
第 1 救 護 所	東益津地域交流センター（石脇上 65）	~~No.1、2~~(新規ｾｯﾄへ移行)
第 2 救 護 所	豊田小学校（五ケ堀之内2）	No.7、 9
第 3 救 護 所	焼津ケアセンター（中根新田 1315）	No.5、10、BC-W(No.なし)
第 4 救 護 所	大井川中学校（下江留 191）	~~No.3、8~~(新規ｾｯﾄへ移行)
	和田地域交流センター(田尻 1992-2)	No.6、11
	焼津文化会館（三ケ名 1550）	No.4、12
	小川地域交流センター（南小川2丁目 19-1）	No.13、14

※東益津地域交流センター、大井川中学校の保管No.1、2、3、8については、新規セットへ移行するため、更新しない。

5　特記事項

（1）納品場所に設置するまでの間に納品物に損傷を与えた場合は、受注者の負担により交換又は修繕を行うこと。

（2）搬入の際に施設及び他の備品に損害を与えた場合は、受注者の負担により交換又は修繕を行うこと。

（3）滅菌作業を行った施設発行の滅菌証明書を提出すること。

（4）入替作業完了時に発生した不用品・旧品は、受注者の負担で適切に処理し、廃棄物管理表を提出すること。

（5）医薬品及び医療資材は、有効年及びロット番号を記した一覧表を提出すること。

（6）医薬品・医療資材に関してメーカーによる出荷調整・製造中止などの理由で入手が困難な品目が発生した際には、事前に担当課と協議の上、同等品で対応すること。

（7）本仕様書に定めのない事項については、健康づくり課の指示に従うこと。